

# 止水板設置補助金制度について

市内における家屋の浸水被害の軽減を図るため、住宅等の出入口などに止水板の設置およびこれに関連する工事を行う個人に対し、予算の範囲内において工事費用の一部を補助します。

## 1 補助対象者

羽生市内において、過去に浸水被害が発生した地域、又は発生する恐れのある地域で、住宅又は事業所に止水板を設置する方が対象となります。

## 2 止水板

耐水性能を持つ素材の板で、浸水の恐れのある建物の出入口などに設置することができ、取外しが可能なものをいいます。

## 3 関連工事

防水効果を高めるために、止水板の設置に伴い付随して行う工事のことをいいます。

## 4 補助金の額

止水板設置費用の2分の1とし、一つの建物等について30万円が限度です。

## 5 手続きの手順

- ①事前相談 補助を受けたいという方、気軽にご相談下さい。
- ②見積依頼 業者から工事の見積りをもらい、業者を選定して下さい。
- ③交付申請 交付申請書および添付書類を揃え、申請を行って下さい。  
※申請書の種類・添付書類については次ページをご参照下さい。
- ④交付決定 市で申請書の内容を審査し、結果を通知します。
- ⑤工事着手 決定通知を受領後、工事を開始して下さい。  
※工事中、工事内容に変更の必要が生じた場合は、変更の申請を行って下さい。
- ⑥完了報告 工事完了後、完了報告書および添付書類を揃え、提出して下さい。  
※添付書類については、次ページをご参照下さい。
- ⑦確定通知 市で完了報告書および関係書類を審査し、結果を通知します。
- ⑧請求 交付額の確定通知が届きましたら、請求書を提出して下さい。
- ⑨支払い 市は請求書が届いたら、支払いの手続きを行い、申請者の口座へ補助金を振り込みます。

※赤字は、市で行う内容です。

# 6 必要書類

作成時期	必要書類	
工事着手前	羽生市止水板設置補助金交付申請書	
	添付書類	案内図及び施工箇所図
		設置予定箇所の現況写真
		見積書の写し
		納税証明書等市税を滞納していない事を証明する書類
		承諾書
誓約書	国、埼玉県、市から浸水対策に係る補助を受けていない事についての誓約書です。	
	その他市長が必要と認める書類	
工事中	羽生市止水板設置補助金交付申請変更承認申請書 ※申請内容に対し、変更・中止・廃止のいずれかに該当した場合に申請して下さい。	
工事完了後	羽生市止水板設置補助金交付事業完了報告書	
	添付書類	工事写真
		完成写真
		完成図
		領収書又は振込証明書
	その他市長が必要と認める書類	
交付金額確定後	羽生市止水板設置補助金交付請求書	

お問い合わせ

羽生市建設課治水係（羽生市役所2階）

〒348-8601

羽生市東6丁目15番地

TEL 048 (561) 1121 (内線251)